

# 地域福祉課



## V 地域福祉課の業務概要

地域福祉課は、児童福祉、母子父子寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉、配偶者暴力相談支援事業、戦傷病者の援護、児童手当事務指導監査、中核地域生活支援センター連絡調整会議等の社会福祉事業を担当し、住民に対し、より効果的な福祉サービスを推進するため、所内の各課と協力し管内の市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

### 1 福祉関係事業

#### (1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

#### (2) 児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父（母）に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

#### (3) ひとり親家庭等福祉（母子・父子・寡婦福祉資金）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の審査・貸付に関する事務及び母子・父子自立支援員による母子家庭・父子家庭・寡婦の生活一般の相談指導等を行っている。

#### (4) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

#### (5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

#### (6) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づいて、DV被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

#### (7) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、戦傷病者特別援護法第9条に規定された援護に係る事務を行っている。

#### (8) 児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づき、児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内市区の指導監査を行っている。

#### (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

児童・障害者・高齢者の区別をせず、全ての県民を対象に福祉の総合相談や生活支

援の活動を 24 時間 365 日体制で行う中核地域生活支援センターの運営に関し、運営要綱に基づき管内の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

## 1 福祉関係事業

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行なっているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 28 年度	578	510	56	566	156	410
平成 29 年度	578	508	56	564	155	409
平成 30 年度	578	510	56	566	157	409
習志野市	202	171	24	195	67	128
八千代市	219	196	20	216	57	159
鎌ヶ谷市	157	143	12	155	33	122

### (2) 児童福祉

#### ア 特別児童扶養手当

心身に重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を監護している父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - ア 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 28 年度	1,241	283	121	367	505	10	-	660	626
平成 29 年度	1,269	284	103	379	540	10	-	673	643
平成 30 年度	1,306	244	107	424	566	15	-	683	673
船橋市	740	144	59	240	315	10	-	394	374
習志野市	217	33	20	69	100	3	-	105	120
八千代市	241	44	16	80	111	2	-	126	127
鎌ヶ谷市	108	23	12	35	40	0	-	58	52

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況 (単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 28 年度	-	-	16件 40,290	-	-	-	-	-	-	-	8件 3,336	-
平成 29 年度	-	-	14件 30,490	-	-	-	-	-	-	-	6件 2,260	-
平成 30 年度	-	-	13件 29,857	-	-	-	-	-	-	-	4件 1,140	-
習志野市	-	-	1件 2,160	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八千代市	-	-	10件 22,351	-	-	-	-	-	-	-	3件 560	-
鎌ヶ谷市	-	-	2件 5,346	-	-	-	-	-	-	-	1件 580	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - ( 3 ) - イ 寡婦福祉資金貸付状況 (単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 28 年度	-	-	1件 432	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 29 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 30 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八千代市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者 (単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 28 年度	70	9	61
平成 29 年度	44	2	42
平成 30 年度	72	9	63
習志野市	29	4	25
八千代市	30	4	26
鎌ヶ谷市	13	1	12

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 28 年度	14	714,400
平成 29 年度	14	648,600
平成 30 年度	10	564,000

(5) 障害者福祉

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1-(5)-ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成28年度	326	16,168,550	2	103,800
平成29年度	330	16,064,750	2	103,800
平成30年度	329	16,244,775	2	99,475
習志野市	117	5,760,975	2	99,475
八千代市	116	5,713,325	-	-
鎌ヶ谷市	96	4,770,475	-	-

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表1-(5)-イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
平成28年度	2	移動・移乗支援用具1 特殊便器1	36,457
平成29年度	3	移動・移乗支援用具1 特殊便器2	39,774
平成30年度	3	移動・移乗支援用具2 特殊便器1	70,260
習志野市	-	-	-
八千代市	-	-	-
鎌ヶ谷市	2	移動・移乗支援用具2	40,260
	1	特殊便器1	30,000

ウ 障害者差別相談事業

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例により、障害者のある人への差別に関する相談業務及び県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

表 1 - ( 5 ) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区分	相談 差別等		差別等相談活動件数内訳						再掲		相 談 件 数	そ の 他 の 活 動	条 例 周 知
	実 件 数	活 動 件 数	電 話	来 所 面 接	訪 問 面 接	関 係 機 関 連 絡 ・ 調 整	事 例 検 討 会 ・ 会 議	そ の 他	相 談				
									実 件 数	活 動 件 数			
平成 28 年度	14	109	45	4	7	37	10	6	0	0	20	42	
平成 29 年度	10	83	40	1	4	22	13	3	3	3	9	38	
平成 30 年度	3	31	18	0	2	1	7	3	0	0	9	73	

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

表 1 - ( 5 ) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 28 年度	16	6	12	34	16	18
平成 29 年度	16	6	11	33	16	17
平成 30 年度	17	6	11	34	15	19
習志野市	5	3	2	10	5	5
八千代市	7	2	4	13	5	8
鎌ヶ谷市	5	1	5	11	5	6

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを進めることを目的として、毎年1回研修会を実施している。

表1－(5)－オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
平成30年11月16日	地域相談員、市・関係機関職員	講演「共用品、共用品サービスとは？」 公益財団法人 共用品推進機構 森川美和氏

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、DV被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うちDV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うちDV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うちDV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分
平成28年度	164	112	0	112	34	32	0	32	130	80	0	80
平成29年度	185	124	0	123	39	37	0	37	146	87	0	86
平成30年度	198	114	0	114	38	34	0	38	160	80	0	76
区分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書 発行件数	交際相手からの暴力相談件数								
				総数	通報							
平成28年度	1	0	42	0	0							
平成29年度	2	1	55	2	1							
平成30年度	3	6	35	1	0							

(7) 戦傷病者の援護

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給と修理に関する事務や戦傷病者乗車券引換証（変更）の交付事務を行っている。

表 1 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況 (単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
平成 28 年度	43	1	0	0
平成 29 年度	34	2	0	0
平成 30 年度	21	1	0	0
千葉市	12	0	0	0
船橋市	3	0	0	0
習志野市	1	0	0	0
八千代市	5	1	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員の嘱託

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ必要な指導、助言を行う戦没者遺族相談員を嘱託している。

表 1 - (7) - イ 戦没者遺族相談員嘱託状況 (単位：人)

市町村	千葉市	習志野市 八千代市	船橋市 鎌ヶ谷市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3

(8) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内市区の指導監査を行っている。

表 1 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
千葉市 (本庁及び 6 区)	—	平成 30 年 2 月 7 日 14 日, 19 日, 26 日	—
船橋市	平成 29 年 2 月 27 日	—	平成 31 年 2 月 6 日
習志野市	平成 29 年 2 月 15 日	—	平成 31 年 2 月 15 日
八千代市	平成 29 年 2 月 17 日	—	平成 31 年 2 月 21 日
鎌ヶ谷市	平成 29 年 2 月 27 日	—	平成 31 年 2 月 13 日

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

平成16年10月に設置された中核地域生活支援センターに関し、運営要綱に基づき福祉団体等を招集し連絡調整会議を開催している。

表 1 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	平成 30 年 10 月 30 日
場所	習志野商工会議所大会議室
内容	障害者差別解消法施行後の各市の取組と課題について、生活困窮者自立支援法の改正と各市の取組について及び中核地域生活支援センター「まるっと」の事業の実施状況並びに情報意見交換等
構成員・参加者人数	構成員：管内の市福祉関係各課、社会福祉協議会、特別支援学校、民生（児童）委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人及び医療法人等福祉団体 参加者：69 名